

琵琶湖の水位低下に関する現状および今後の対応について(報告)

琵琶湖水位の現状 (令和7年12月11日午前6時 時点)

○水 位 : B.S.L. -72cm ※平年値 B.S.L. -40cm

水位低下の要因

降水量は、9月が平年値の約半分、11月も約6割で、水位低下が進行している。

○降水量 : 9月の琵琶湖流域平均降水量 94mm ※平年値 194mm

(累計) 10月の琵琶湖流域平均降水量 181mm ※平年値 140mm

11月の琵琶湖流域平均降水量 58mm ※平年値 98mm

12月の琵琶湖流域平均降水量 20mm ※平年値 124mm
(12/10 時点)

これまでの経緯

9月29日:事務局による影響調査(B.S.L.-51cm)

10月3日:担当者による情報共有開始(B.S.L.-55cm)

11月17日:事務局による影響調査(B.S.L.-57cm)

11月25日:国への要望(水位低下抑制のための対応) (B.S.L.-62cm)

11月27日:事務局による影響調査(B.S.L.-63cm)

11月28日:水位低下連絡調整会議設置、第1回会議開催(B.S.L.-63cm)

12月12日:影響調査結果公表

今後の対応

B.S.L. -75cm以下:滋賀県水位低下警戒本部設置(本部長:副知事)

B.S.L. -90cm程度:滋賀県渇水対策本部設置(本部長:知事)

国主催の琵琶湖・淀川渇水対策会議において取水制限等を検討

水位低下に伴う状況調査結果について

琵琶湖水位低下に伴う庁内一斉調査を実施した結果、確認された影響等は次のとおりです。

※一斉調査期間 R 7.12.1 ~ 12.5 (B.S.L. -65cm ~ -69cm)

1. 湖辺・港湾・舟溜等の状況（流域政策局、琵琶湖保全再生課、幼小中教育課）

- ・一部で干陸化（水際線の後退）、水草の浮遊・漂着を多数確認したが、腐敗臭はほぼなし。
- ・岸壁等と船舶との高低差が大きくなっているものの利用可。
- ・「うみのこ」は、12月以降、長浜港の係留ロープが岸壁に干渉する危険性があることから、安全面を考慮し長浜港以外の港（大津港、近江今津港）に停泊している。

2. ヨシ関係（琵琶湖保全再生課）

- ・奥の洲周辺のヨシ群落保全条例における保護地区の一部で、訪問者によりヨシを含む植物が踏まれた跡が確認されたが、現時点では影響は軽微。今後、定期的に現地確認を実施予定。

3. 水産関係（水産課）

- ・水深が浅くなることや水草が絡まりやすくなることによる航行障害が発生。
- ・漁港での乗降や漁獲物の荷揚げ等に支障、操業効率低下、プロペラの破損が発生している。
- ・エリ漁網の設置に支障が生じている。



4. 観光・レジャー関係（観光振興局）

- ・水草や水際の後退によりサップ、カヤックの体験に影響が出ている。
- ・水郷めぐりにおいて、観光船の乗船人数の制限を起こしている。（船の底が擦るため。）また、一部コース付近の水の底のヘドロや投棄物が露出し観光価値を損ねている。



5. 文化財関係（文化財保護課）

- ・坂本城跡の石垣等の遺構が露出し、侵入防止ロープ等の設置について関係各所と協議を検討。

滋賀県渇水対応タイムライン(令和6年7月版)

琵琶湖水位と状況		制限と 自安日数	滋賀県の渇水時の体制とその対応	淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン(令和3年4月版)			
				河川管理者 (国・府・県・等)	自治体 (府・県・市・町・村)	利水者 (土地改良区・水道企業団・水道局等)	一般家庭・事業者等
△-60cm程度		渇水発生前	<ul style="list-style-type: none"> ◆50cm ・水位低下による影響調査(目視による簡易調査) ◆55cm ・担当者による情報共有開始 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な河川管理 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な施設管理 	<ul style="list-style-type: none"> ◆取水・送配水施設の整備・点検 	<ul style="list-style-type: none"> ◆節水の取り組み ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすすぎ) ・歯磨き(こままで蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用等) ・トイレ(水を何度も流さない) ・(大・小・バーナーの使い分け) ・節水コマの活用等
水位が低下傾向 にあり、水利用を 自動的に制限して いる状況		自主的 な制限 15 日 程度	<ul style="list-style-type: none"> ◆60cm ・「水を大切に」呼びかけ ・国への要望(水位低下抑制のための早急な対応) ・水位低下による影響調査(目視による簡易調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部の確立 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報収集、節水推進
△-90cm程度		自主 的 節 水 期	<ul style="list-style-type: none"> ◆65cm ・水位低下連絡調整会議の設置(議長:土木交通部長) ・水位低下に関する府内の連絡調整 ・「水を大切に」呼びかけ ・水位低下による影響調査(目視による簡易調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆渇水対策本部の設置(議長:土木交通部長) ・水位低下による影響調査(府内一齊) ・県・市・町・村等における節水 ・「水を大切に」呼びかけ ・節水呼びかけ(琵琶湖・淀川水系で同時に) ・節水キャンペーン(琵琶湖・淀川水系で同時に) ・国への要望(水位低下抑制のための早急な対応) ・水資源機構への要望(航路確保、内湖水位保持) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆適正な河川管理 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報収集、体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報収集、節水推進
△-90cm程度		自主的 な制限 15 日 程度	<ul style="list-style-type: none"> ◆75cm ・水位低下警戒本部の設置(本部長:副知事) ・水位低下による影響調査(府内一齊) ・県・市・町・村等における節水 ・「水を大切に」呼びかけ ・節水呼びかけ(琵琶湖・淀川水系で同時に) ・節水キャンペーン(琵琶湖・淀川水系で同時に) ・国への要望(水位低下抑制のための早急な対応) ・水資源機構への要望 	<ul style="list-style-type: none"> ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖岸・湖辺で清掃、水草刈取り 	<ul style="list-style-type: none"> ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報発信、啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◆対策実施
△-110cm程度		渇水 調 整 期	<ul style="list-style-type: none"> ◆90cm程度(取水制限開始) ・渇水対策本部の設置(本部長:知事) ・取水制限の取組に合わせて設置(本部長:知事) ・取水制限の周知 ・渇水による影響調査(府内一齊) ・県・市・町・村等における節水 ・節水呼びかけ ・節水キャンペーン ・国への要望 ・水資源機構への要望 	<ul style="list-style-type: none"> ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ◆適正な河川管理 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報収集、渇水対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報収集、対策推進
△-130cm程度		取水 制 限 20 日 程度	<ul style="list-style-type: none"> ◆90cm程度(取水制限開始) ・渇水対策本部の設置(本部長:知事) ・取水制限の周知 ・渇水による影響調査(府内一齊) ・県・市・町・村等における節水 ・節水呼びかけ ・節水キャンペーン ・国への要望 ・水資源機構への要望 <p>※異常な渇水となり、水質・環境面や県民生活などへの影響に対して緊急に対策が必要な場合に 部会を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆適正な利水補給、河川環境の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報発信、啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◆渇水対策のさらなる推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報収集、渇水対策の強化
△-150cm		異常 渇水 期 40 取 水 制 限 日 程度	<ul style="list-style-type: none"> ◆水位の低下が深刻化している状況 	<ul style="list-style-type: none"> ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆利用低水位以下に関する協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆水道網の調整 ◆緊急給水 ◆渇水対策の立案・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ◆節水強化の依頼 ◆水融通、用時間転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請 	<ul style="list-style-type: none"> ◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水、番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施
			<ul style="list-style-type: none"> ◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ◆渇水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン 	<ul style="list-style-type: none"> ◆渇水呼びかけ等の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆渇水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化
			<ul style="list-style-type: none"> ◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆渇水の用途間転用 ◆給水車の出動 ◆工業用水、再生水の緊急利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆渇水の水融通 ◆計画断水の通知 ◆渇水の水融通 ◆給水車の出動 ◆工業用水、再生水の緊急利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮

※滋賀県渇水対応タイムラインは国土交通省の「淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン(令和3年4月版)」に滋賀県の渇水時の体制とその対応を加筆したものであり、淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムラインの注記は以下の通りです。

「淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン(令和3年4月版)」注記

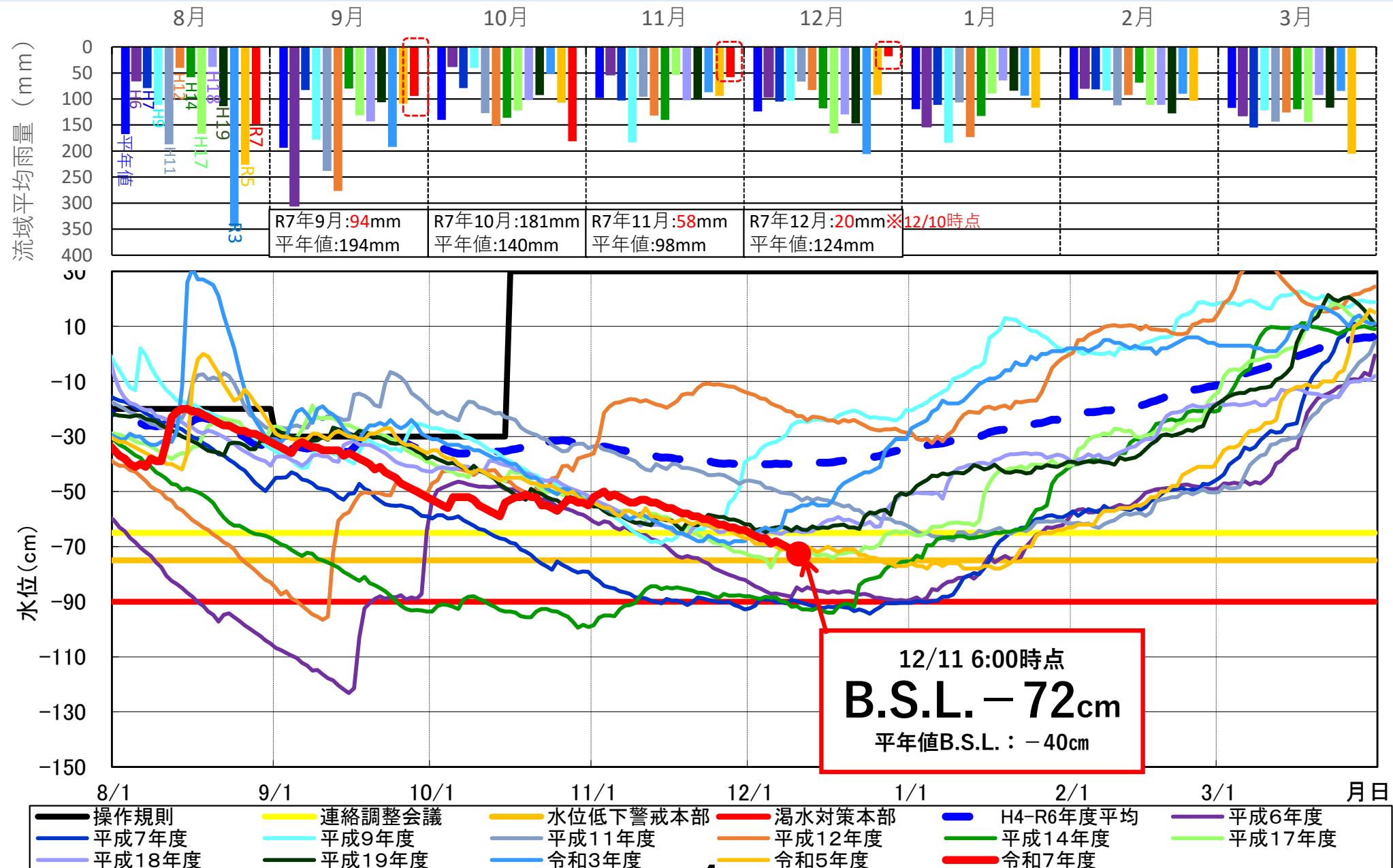
※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「琵琶湖水位」の状況に応じて行う行動計画(渇水対策の項目とその時期)について、おおよその目安として示したものですが、実際の渇水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して琵琶湖・淀川渇水対策会議等で決定されます。

※このタイムラインでは、琵琶湖水位の低下が進行する状況(渇水シナリオ)を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時(平成6年)の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。

※このタイムラインでは、琵琶湖・淀川渇水対策会議に基づく関係機関が共に作成したものです。

琵琶湖の水位の状況について (R7.12.11現在)

・降水量は、9月が平年値の半分程度、11月も約6割で、水位低下が進行している状況。



近年の渇水状況

年度	最低水位	取水制限実績		
		第1次	第2次	第3次
平成6年度 (渇水対策本部設置)	−123cm (H6.9.15) (過去最低水位)	−94cm ○	−108cm ○	−116cm ○
平成7年度 (渇水対策本部設置)	−94cm (H7.12.23、24)	—	—	—
平成9年度 (水位低下 連絡調整会議設置)	−69cm (H9.11.14)	—	—	—
平成11年度 (水位低下 連絡調整会議設置)	−68cm (H12.1.9)	—	—	—
平成12年度 (渇水対策本部設置)	−97cm (H12.9.10)	−95cm ○	—	—
平成14年度 (渇水対策本部設置)	−99cm (H14.10.29～11.1)	−94cm ○	—	—
平成17年度 (渇水対策本部設置)	−78cm (H17.12.5)	—	—	—
平成18年度 (水位低下 連絡調整会議設置)	−66cm (H18.11.19)	—	—	—
平成19年度 (水位低下 連絡調整会議設置)	−65cm (H19.12.4)	—	—	—
令和3年度 (水位低下 連絡調整会議設置)	−69cm (R3.11.27)	—	—	—
令和5年度 (渇水対策本部設置)	−78cm (R6.1.4) (R6.1.11～14,17,18)	—	—	—

※令和6年7月に以下のとおり体制を見直しています。

琵琶湖水位 (B.S.L.)	変更前 (平成4年～令和6年7月)	変更後 (令和6年7月～)
-65cm	水位低下連絡調整会議	水位低下連絡調整会議
-75cm	渇水対策本部	水位低下警戒本部
-90cm (取水制限開始)	異常渇水対策本部	渇水対策本部